

長浜市告示第284号

令和7年度長浜市定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱を次のように定める。

令和7年8月4日

長浜市長 浅見 宣義

令和7年度長浜市定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する定額減税補足給付金（不足額給付）の支給に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 長浜市定額減税補足給付金（不足額給付）（以下「調整給付金（不足額給付分）」という。）は、定額減税補足給付金（調整給付）（以下「調整給付金（当初給付分）」という。）の支給額に不足が生じる者等に対し、市によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第3条 調整給付金（不足額給付分）の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、令和7年1月1日時点において市に住所を有するもの（市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下この条において「個人住民税所得割」という。）が課される者を含む。以下同じ。）とする。ただし、所得税法（昭和40年法律第33号）上の非居住者並びに令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

(1) ア及びイに掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合は切り上げる。）がウに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者

ア 3万円にその者の令和6年12月31日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年分所得税額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第1項の規定がないものとした場合における令和6年分の所得税の額をいう。以下同じ。）を差し引いた額

イ 1万円にその者の令和5年12月31日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年度分個人住民税所得割額（地方税法附則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。）を差し引いた額

ウ 調整給付金（当初給付分）の額（調整給付金（当初給付分）を辞退等した者にあつては辞退等していなければ受給していた額とし、調整給付金（当初給付分）の支給対象外の者にあつては0とする。）

(2) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0であり、令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者。ただし、調整給付金（当初給付分）の給付対象者（控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。）及び令和5年度の住民税非課税世帯への給付（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給付したものに限る。）若しくは均等割のみ課税世帯への給付又は令和6年度の新たに住民税非課税若しくは新たに均等割のみ課税となった世帯への給付の対象世帯の世帯主又は世帯員（次号において「調整給付金（当初給付分）の給付対象者等」という。）を除く。

(3) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0であり、地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者である者。ただし、調整給付金（当初給付分）の給付対象者等を除く。

2 前項第1号アに掲げる額は、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載する控除外額又は確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和7年度分個人住民税課税情報により推計した令和6年分所得税額を用いて算定することができるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、調整給付金（不足額給付分）と同様の趣旨の給付金の支給を受けた者は、調整給付金（不足額給付分）の支給対象者としな

（支給額）

第4条 前条第1項第1号に規定する支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、同号ア及びイに掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合は切り上げる。）から同号ウに掲げる額を差し引いた金額とする。ただし、令和6年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号アを、令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号イを、それぞれ0とする。また、令和6年1月2日以後に国外から転入し令和7年1月1日時点において市に住所を有する者については、同号イを0とする。

2 前条第1項第2号及び第3号に規定する支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、4万円とする。ただし、令和6年1月2日以後に国外から転入し令和7年1月1日時点において市に住所を有する者については、3万円とする。

3 前条第1項第1号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金（不足額給付分）の金額の算定等の事務処理を開始する日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和7年6月19日とする。

4 事務処理基準日以後に生じた前条第1項第1号ア及びイに掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める調整給付金（不足額給付分）の金額に反映しないものとする。ただし、当該修正等により調整給付金（不足額給付分）の支給対象者に該当しなくなる場合は、この限りでない。

（確認書等による支給方法）

第5条 調整給付金（不足額給付分）の支給を受けようとする者（第3項において「申請者」という。）は、次の各号のいずれかの書類（以下「確認書等」という。）を提出しなければならない。ただし、次条の規定により調整給付金（不足額給付分）の支給を受ける者については、この限りでない。

- (1) 調整給付金（不足額給付分）の支給要件を確認する書類
- (2) 調整給付金（不足額給付分）の支給を申請する書類

2 調整給付金（不足額給付分）の支給は、確認書等に記載された金融機関の口座への振込により行う。

3 申請者は、確認書等の提出に当たって、公的身分証明書の写し等の提出、掲示等により、申請者本人による申請であることを証明しなければならない。

（通知による支給方法）

第6条 市長は、支給対象者のうち、次のいずれかに該当するものに対し、調整給付金（不足額給付分）の支給について通知する。

- (1) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の特定公的給付に係る預貯金口座情報を取得できた者
- (2) 調整給付金（当初給付分）を口座振込の方法により支給した者

2 前項の規定による通知を受けた支給対象者は、調整給付金（不足額給付分）の受給の辞退又は振込先口座の変更を届け出ることができる。

3 第1項の規定による通知を受けた支給対象者に対する調整給付金（不足額給付分）の支給は、当該通知に記載する振込先口座（前項の規定による振込先口座の変更の届出があった場合は、当該振込先口座）への振込により行う。

（その他の支給方法）

第7条 市長は、第5条第2項又は前条第3項に規定する支給方法により難いと認める場合は、調整給付金（不足額給付分）を市の窓口で現金により支給することができるものとする。

（受付開始日及び提出期限）

第8条 確認書等及び第6条第2項の規定による届出に係る提出受付開始日及び提出期限は、市長が別に定める日とする。

（代理による手続）

第9条 支給対象者の代理人として第5条第1項の規定による確認書等の提出又は第6条第2項の規定による届出及び調整給付金（不足額給付分）の受給を行うことのできる者は、次のいずれかに該当する者に限る。

- (1) 基準日において支給対象者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人並びに代理権付与の審判がなされた保佐人及び補助人）
- (3) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が第5条第1項の規定による確認書等の提出又は第6条第2項の規定による届出を行うときは、市長が別に定める書類を提出しなければならない。この場合において、

当該代理人は、公的身分証明書の写し等の提出、掲示等により、代理人本人であることを証明しなければならない。

3 市長は、別に定める方法により、代理人の代理権を確認するものとする。

(支給の決定等)

第10条 市長は、第5条第1項の規定による確認書等の提出があったときは、速やかに内容を確認の上、調整給付金（不足額給付分）の支給を決定し、当該支給対象者に対し調整給付金（不足額給付分）を支給する。

2 市長は、第6条第1項の規定による通知を受けた支給対象者が第8条に規定する提出期限までに第6条第2項の規定による受給の辞退の届出をしなかったときは、調整給付金（不足額給付分）の支給を決定し、当該支給対象者に対し調整給付金（不足額給付分）を支給する。

(調整給付金（不足額給付分）の支給等に関する周知)

第11条 市長は、調整給付金（不足額給付分）支給事務の実施に当たり、支給対象者の要件、確認書等の提出の方法、確認書等の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(確認書等の提出が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 市長は、前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条の提出期限までに第5条第1項の規定による確認書等の提出が行われなかった場合は、支給対象者が調整給付金（不足額給付分）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長は、第10条の規定による支給決定後に、確認書等又は第6条第2項の規定による届出内容の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず、補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により指定口座への振込が完了できないときは、当該確認書の提出は取り下げられたもの又は当該支給対象者が調整給付金（不足額給付分）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(調整給付金（不足額給付分）の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金（不足額給付分）の支給を受けた者に対し、支給を行った調整給付金（不足額給付分）の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 調整給付金（不足額給付分）の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年8月4日から施行する。

(告示の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第13条の規定は、同日後もなおその効力を有する。